

# 平成30年2月定例会

## 一般質問通告書一覧 (3月7日)

質問者名	質問項目及び質問の要旨	答弁を求める 理事者
 <p>(36番) 新谷 紘一 (自由民主党) 【一括質問】</p>	<p>1 昨年10月の台風21号により被災した公共土木施設の災害復旧について</p>	知 事
	<p>昨年台風21号により被災した、道路や河川など公共土木施設の災害復旧の現況と、今後の見通し及び取組について伺いたい。</p>	
	<p>2 女性の活躍推進について</p> <p>女性がその能力を十分に発揮し、活躍されることを推進するため、本県の現状を踏まえ、県として今後どのように取り組んでいくのか。</p>	知 事
	<p>3 無電柱化の取組について</p> <p>県民の安全・安心や観光振興の観点からも本県にとって重要な施策である無電柱化について、現在の取組状況を伺いたい。</p>	知 事
	<p>4 大和茶の振興について</p> <p>大和茶の若い生産者が、将来にわたって茶業に取り組むことができるよう、大和茶の生産振興や、輸出を含めた販路開拓に向け、どのような取組を行っているのか。</p>	農 林 部 長
<p>5 へき地教育の充実について</p> <p>へき地教育の充実に向けて、県教育委員会として、今後どのように取り組んでいくのか。</p>	教 育 長	

質問者名	質問項目及び質問の要旨	答弁を求める 理事者
 <p>(37番) 粒谷 友示 (自民党奈良) 【一括質問】</p>	<p>1 学研高山地区第2工区のまちづくりについて</p> <p>学研高山地区第2工区のまちづくりについて、県はどのように対応していくのか、知事の考えを伺いたい。</p> <p>2 辻町インターチェンジの整備について</p> <p>辻町インターチェンジの整備について、現在の進捗状況を伺いたい。</p> <p>3 生駒市域の土砂災害対策について</p> <p>(1) 生駒市域における土砂災害警戒区域等の指定に関する取組状況はどうか。</p> <p>(2) 生駒市小倉寺町の文珠川における砂防事業の進捗状況と今後の見通しについて伺いたい。</p> <p>4 道路や河川の維持管理について</p> <p>地域住民の安全、安心を確保するため、道路や河川の維持管理の充実に向けて、どのように取り組まれているのか、伺いたい。</p> <p>5 生駒市内における農地中間管理事業を活用した農業振興について</p> <p>生駒市内の農業振興を図るため、生駒市と県が連携のもと、農業振興地域を設定し農地中間管理事業の活用を進める必要があると考えるが、今後どのように取り組んでいくのか。</p>	<p>知 事</p> <p>県土マネジメント 部 長</p> <p>県土マネジメント 部 長</p> <p>県土マネジメント 部 長</p> <p>農 林 部 長</p>

質問者名	質問項目及び質問の要旨	答弁を求める 理 事 者
 <p>( 9 番 ) 川田 裕 (日本維新の 会) 【一問一答】</p>	<p>1 奈良県情報公開審査会の答申及び開示された文書について</p> <p>平成30年2月8日に奈良県情報公開審査会から答申第202号の判断が行われた。事件の概要は、平成26年3月27日に実施した「(有)三進商事(砂防法違反)にかかる担当者ヒア結果」の文書について、平成28年8月1日に開示請求を行ったところ、奈良県は平成28年9月1日に全面開示と称して、文字の一部を削除した文書を開示した。開示された文書は奈良県警へ捜査資料の一部として提出されたものであり、作成の基となった文書についても行政文書として開示すべきであると行政不服審査法第2条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める審査請求を行った。その結果、情報公開審査会では、「対象文書として特定したうえで開示決定等すべきである。」と答申された。</p> <p>平成28年6月16日に行った本件事案に対する代表質問において、県知事の答弁は「それはメモでしょ」等として行政文書として扱われなかった。平成30年2月22日に奈良県から答申に従い開示された行政文書の内容は明らかに行政指導を怠った内容であり、過去の説明とも整合性がとれない。</p> <p>よって、奈良県の文書取扱いの違法不当及び過去の説明に対し質す。</p>	<p>知 事</p>

質問者名	質問項目及び質問の要旨	答弁を求める理事者
<p>( 9 番) 川田 裕 (日本維新の会)</p>	<p><b>2 生駒市西松ヶ丘における違法盛土崩落の認識及び県の説明について</b></p> <p>奈良県砂防・災害対策課は、平成30年2月18日に生駒市役所で「西松ヶ丘違法盛土崩落復旧工事の実施について」の住民説明会を行った。説明会では住民から生駒市西松ヶ丘地内の住宅地に隣接する斜面における違法行為に対する奈良県としての対応が協議された平成27年9月30日の会議の内容について質疑された。会議内における職員の発言がテレビ報道（平成29年12月7日）され、県職員が違法盛土の崩落を予見していたと指摘。この内容について砂防・災害対策課は「一般論として崩れる可能性がある」と述べたと回答。然しながら、その回答について砂防・災害対策課に確認したところ、「報道前の調査の内容について県知事が代表質問で答弁した内容を話した」と述べている。即ち、テレビ報道から住民説明会まで73日も経過しているにもかかわらず、一切の調査も行わず説明に回答していることが発覚している。また会議では、砂防・災害対策課が住民の通報を受けて危険性を予知しながら対策工事を行わなかった責任は奈良県にあると認めており、県知事の答弁の基となった調査内容とは異なる。</p> <p>よって、その真意について質す。</p>	<p>県土マネジメント 部長</p>

質問者名	質問項目及び質問の要旨	答弁を求める理事者
<p>( 9 番) 川田 裕 (日本維新の会)</p>	<p><b>3 奈良県食肉公社の運営について</b></p> <p>奈良県食肉公社は、平成18年に民間会社に対して1億円を貸付けている。更に民間会社による施設使用料等未収金が約6千2百万円あり、平成26年には債権額を合わせて1億6千2百万円の金銭消費者貸借契約及び施設使用料に関して契約を交わしている。然しながらその契約内容は、分割返済とし、初回の返済期日を平成31年3月31日の5年据置としている。平成18年の1億円貸付けは既に12年間の時間が経過しており、また1円の返済もない。更に平成26年の契約では、5年据置で5年以降は年250万円の返済の契約となっており、返済に約70年を要する契約内容である。</p> <p>また平成25年以降は、「と畜業務」は奈良県食肉公社が経営しており、と畜申請書の受理及び手数料の徴収業務等を債務者の民間会社に委託している。然しながら、利用者には正規の使用料等とは別に「協力金」を徴収しており、使用者からは公的施設使用を利用した利権と指摘されている。更に県民が自由に利用できる「と畜場」に関し、民間会社の裁量による使用許可がなされている疑義がある。奈良県食肉公社の経営は概ね奈良県からの事業運営補助金により賄われており、違法不当の疑いもある。</p> <p>よって、奈良県食肉公社等の運営の適正性について質す。</p>	<p>農 林 部 長</p>